

県道八女瀬高線改築工事（福岡県筑後市大字鶴田字船小屋地内からみやま市瀬高町本郷字切目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びに県道船小屋停車場水田線改築工事（福岡県筑後市大字津島字洲崎地内から同市大字常用字野中地内まで）に係る事業認定理由について

平成21年7月9日付けで福岡県から事業認定の申請があった県道八女瀬高線改築工事（福岡県筑後市大字鶴田字船小屋地内からみやま市瀬高町本郷字切目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びに県道船小屋停車場水田線改築工事（福岡県筑後市大字津島字洲崎地内から同市大字常用字野中地内まで）について、平成21年10月6日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由